

視 察 報 告 概 要

1 視察日時

平成29年10月18日（水） 午後3時から午後4時30分まで

2 視察先及び視察事項

徳島県小松島市議会

「通年会期制・i-Padの運用・予算決算常任委員会について」

3 視察の目的

小松島市議会においては、基本条例制定後、予算決算審査における委員会の常任化、i-Pad導入によるペーパーレス化など様々な議会活性化を図られ、平成25年から通年会期制の導入など、議会改革を進めていることから、この視察結果を、今後の議会運営の参考にすること。

4 視察の概要

通年会期制・i-Padの運用・予算決算常任委員会に関して、その目的や効果など以下のとおり概要説明を受け、質疑応答の後、本会議場を見学した。

<概要説明>

小松島市議会北野議長のあいさつの後、議会改革特別委員会松下委員長から概要説明があった。

【通年会期制】

通年会期制は平成25年10月に導入した。経緯としては、四日市市議会に視察に行った後、廣瀬先生の講演も参考にしながら導入となった。

メリットとしては、災害時に速やかな議会对応ができる。委員会活動も活発になる。

専決処分については、大幅に減る。軽微な事故処理については認めている。

3月末の予算編成については、国の予算がまだ決まっていないので、その部分については専決している。その他について専決はしていない。

鹿児島県阿久津市は市長と議会が対立していたことで専決を乱発していたというところもあり、その辺も参考にした。質問・質疑に十分な時間が取れる。参考人、公聴会をさらに活用できるといったことがメリットである。

デメリットについては、経費の増加が懸念された。本会議等の開催回数の増により経費の増加が懸念されていたが、小松島市議会議員は公務の旅行以外の費用弁償等がないので、経費の増加はないだろう。理事者の出席についても十分配慮して行っている。一事不再議については、議案や請願については少し内容が変われば大丈夫であるため問題ないだろう。

本会議や臨時会の運営的には何も変わらない。変わったのは委員会の開催が多くなった。

各常任委員会で年間テーマを決めて、1年間、審査研究し、年度末には報告書を出すようにしている。今後の課題としては臨時会の開催についてで、通年議会といえども1週間前には招致しているため、そこが課題である。

【質疑応答】

質疑：小松島市議会の通年議会は、法律によるものか、それとも条例によるものか。

応答：会議規則で決めており、導入したのは9月ですが、その年は翌年4月30日まで、5月1日から1年間ということでスタートしました。5月1日が祝日であれば、その直後の平日に臨時会議を行い、議長・副議長、委員の選任の選挙を行います。

質疑：専決処分がなくなることがメリットのひとつと思う。大阪狭山市に視察に行った際に、本来専決でやっていたものが議会に出てきた場合の出席要求については極力最小限で行っているとの説明があった。そのような事例はあるか。

応答：取り決めは特にしていませんが、その都度、必要と思われる方に出席要求をしている。

質疑：委員会の審査の充実については、通年議会にする前からどのくらい開催回数は増えたのか。臨時会の回数も増えたか。

応答：委員会の開催回数は増えました。各委員会全て入れて延べ175日となりました。緊急性をもって臨時会を開催することはあまりありませんが、新設の中学校工期の関係で次の定例会まで待てないので臨時会議をしたことはありました。

質疑：委員会が増えたことにより説明員が出席できなくなったことはあるか。

応答：拒否されたことは過去にありませんでした。

質疑：出席要求は何日前にしているか。

応答：ケースバイケースですが、最短ですとすぐに行ったことがあります。

質疑：定例会をいつやるというのは、どのように市長、執行部と調整しているのか。

応答：小松市議会の会期等に関する条例により定期的に会議を開くことで条例に定めております。毎年3月、6月、9月、12月となっておりますが、全国市長会があるため6月については10日と定めております。その他は基本的に5日開会です。

また、祭日となった場合は、その日の前後においてその日に最も近い日を定例日と定めています。開会日を決めておけば、閉会日は決めなくてもよい。

質疑：委員会でテーマを決めてやっているとのことだが、その成果を伺いたい。

応答：いろいろとありますが、議会の提言により市営バスの見直しや競輪事業についても提言を行ったりしています。

質疑：議会で通年議会をやっけいこうとなったときに、理事者側と協議をしたと思うが、どのくらいの期間したのか。

応答：四日市市議会に視察に行くときに総務部長・総務課長と一緒に行きました。

それぞれ視察先で質疑をし、委員会でも総務部長・総務課長がいつも出席し、協議調整をしましたので、通年議会に対し反対されたイメージはありませんでした。

質疑：執行部側から通年議会に対して、会期が延びる、業務増になるなど反対意見のようなものはなかったか。

応答：そのようなことも懸念されたため執行部と一緒に十分に協議してきました。議会側だけで一方的に導入するというよりも、そのような心配があったので視察にも同行したと思います。

最終的に行政の立場でメリットはあってもデメリットはないと判断したと思います。

質疑：閉会中に委員会を開催するときに委員の日程が合わないから開催できないことがある。通年議会となった場合、基本出席なのか。

応答：基本そのとおりです。以前と比較するとかなり時間はとられております。

【i-Padの運用】

6年前に導入した。当時はsoftbankしかキャリアがなかったため、softbankにお願いした。

紙資料データの膨大な量と過去の文書管理をどのようにするか。最長議員がタブレット導入することに同意をしたこと、議長の同意もありスムーズに導入できた。議員の中には拒否するものもいたが探求心によりスタートした。現在も理事者側は導入していない。委員会開催通知や各行事の案内も全てタブレットにメールで送付され、出席の可否についてメールで返信している。議案資料や決算審査資料、予算・決算で行う事務事業評価の資料についても全て電子データでやっている。理事者側との調整は行っていない。理事者側の訂正、人事案件については一部文書のときもあるが、100%に近い形で電子資料が理事者側から事務局に届き、事務局から議員に一斉送信される。効果は、市民の方から「ここを直してほしい」などの要望があったときにタブレットで写真を撮って、担当課に直接送付して、その後の経過を、タブレットを使いながら市民に情報を伝えたりしている。

今後の方向性として、専用アプリを導入して管理できるようにしたらどうかを検討している。

タブレット導入による費用削減の効果としては、導入してから1年後に検証を行った。

議案書等に係る印刷製本費等、通知の発送に係る郵便費などを換算したところ、年間約50万円削減できた。タブレット端末機の支払い方法は半額を政務活動費、残り半分は議員の報酬から支出している。自宅に持ち帰って使うことでタブレットの真価が発揮できるということもあり、自費で支払うことで自由に使えるようにしている。

タブレットの機種が様々ある中で、議員が好きな機種を導入している関係で、政務活動費からの支出については一番安いタブレット導入された機種をベースにしている。一番安いタイプを導入された方が4,300円程度のため、政務活動費から2,000円程度となる。6,000円程度の方は2,000円程度政務活動費で、残り4,000円は自費となる。

【質疑応答】

質疑：「行政提出資料の資料を原則データ化することを確認、できない場合は理由を求めると資料に書いてあるが、執行部からどのような回答があったのか。

応答：すぐ提出することになりました。

質疑：データ以外に紙でもらいたいという議員はいるか。

応答：導入当時、兼用で使ってもいいことにし、現在でもメモ書き用に紙ベースで資料等をもっている人もいます。

【予算決算常任委員会】

以前の決算審査は、一般会計・特別会計・企業会計があり、議員を二つに分けて1年交代で奇数議員が一般会計・特別会計、偶数議員が企業会計の審査を行う。そのため2年に

1回しか一般会計の審査はできなかった。

平成20年に予算決算特別委員会を設置して、全員で審査することに決めた。

議会基本条例の策定と同時に予算決算審査の方法も大きく変えて、執行部が作成している事務事業評価を議会・市民の目線で行い議会評価を作成し、議会の意見を付して市長に提出し、その意見を次年度の予算編成に反映していく形をとっている。

3月の予算編成にどのように反映したか市長から書類で提出してもらおうというPDCAサイクルを行っている。

導入背景には、予算決算審査の充実がある。大きな柱は事務事業評価である。これを行うことで委員会の開催時間も長時間になった。これにより市の施策の評価ができる。

行政も大変な作業となっているが、今のところ行政に協力してもらっている。

今後の方向性は、事務事業評価の評価項目の変更やあり方について毎年見直しをしている。毎年行うことで行政も仕事に対する取組み方が変わったように思えるため、今後も継続したい。

【質疑応答】

質疑：委員会審査は少ない人数でやることで議論が深まることもあり、所沢市の場合、今は選抜型で審査している。全員でやるメリット、デメリット、人数の問題をどのように考えているのか。

応答：議長を除く全議員16名で構成しています。議会選出の監査委員が1名いますが、採決権はありません。実質15名で審査を行っています。人数については、以前は半数だったことが問題とし、全員ということになりました。分科会方式については地方自治法上問題があるということもあります。

質疑：通年議会になることによって予算決算常任委員会の審査のあり方や質問の内容が何か変わったか。

応答：とくにありません。事務事業評価を導入しやっているPDCAサイクルができたことが大きいと思う。

質疑：補正予算も予算決算常任委員会でやっていると思う。質疑・一般質問とあるが一緒の質問時間なのか。

応答：開会前に議案説明会があり、質疑応答もありますので、議案に対する質疑は本会議場ではあまりありません。ほとんど一般質問となります。

質疑：質疑は3回まで、一般質問は無制限となっているが、小松島市議会は同じか。

応答：質疑について意見は言えないので一般質問の形式をとっております。回数制限はなく質問時間を、答弁を含めない片道45分となっております。過去は往復で1時間30分でしたが、無駄な答弁内容もあり変更しました。

質疑：予算決算常任委員会が6日間、質疑・一般質問が3日間となっている。この6日間はPDCAサイクルの事業評価もあり長いと感じるが、これらの日程についてはどのように決めているのか。

応答：導入当時はさらに時間をかけていました。担当の説明も慣れてきました。議会側はもう少し時間をかけて審査したいと思っているが、理事者側はもうこれ以上は伸ばしたくないようです。

質疑：事務整理のための休会は議事録作成ですか。

応答：この日は予算決算の理事会を行い、議会評価で事務事業評価を行った分について取りまとめの素案づくりをしています。その事務整理のための時間です。

質疑：会議録が膨大になると思うが委員長報告はどのようにしているのか。

応答：委員長報告については、簡単にしています。委員長報告に対する質問也没有。

5 所感

今回の視察では、通年議会等の概要説明を受け、大変勉強になった。

今後の議会運営の参考としたいと思う。

視 察 報 告 概 要

1 視察日時

平成29年10月19日（木） 午前10時30分から正午まで

2 視察先及び視察事項

大阪府枚方市議会
「通年議会について」

3 視察の目的

枚方市議会においては、平成26年に議会基本条例を制定し、平成27年5月から通年會期制を導入するなど、様々な議会改革を進められていることから、この視察結果を、今後の議会運営の参考にすること。

4 視察の概要

枚方市議会の通年議会に関し、その目的や効果など以下のとおり概要説明を受け、質疑応答の後、本会議場を見学した。

<概要説明>

枚方市議会高野副議長のあいさつの後、議会事務局吉田課長、北野課長代理から資料に沿って概要説明があった。

議会改革調査特別委員会が任期4年間で平成23年に設置された。

現在、平成27年改選後に設置され、4年間の任期で議会改革を進めている。

通年議会についても、この特別委員会で議論、調査・研究を進めた。

枚方市議会は本会議主義となっている。委員会主義ではなく、本会議主義となっているため委員協議会があるのが他市議会と比較すると珍しい。

枚方市議会は議会基本条例制定が少し遅かった。基本条例策定と同時に通年議会を導入した。

本会議で常任委員会に付託という形が通例だと思うが、枚方市議会の場合、付託とは別に本会議が開かれる2週間前くらいに委員協議会を開催し、執行部から各計画や方針を説明してもらう機会を設けている。

本会議主義であっても請願については委員会付託で審査することが多い。

基本条例を作る中で、通年議会の議論、地方自治法の改正もあり、通年議会を導入しようとする機運が高まり、先進都市の視察を行うなど研究した。具体的には四日市市議会を参考にした。

災害時など緊急事案のときに議会側が主体的に本会議や委員会を開くには通年議会を導入する必要がある。また専決処分は何らかの形で執行部から提出されてきたが、専決処分を乱発されることは議会の監視機能が発揮できないこともある。

議会内で前向きだったため導入するにあたり論点を整理した上で結論を出した。

通年議会の導入は平成26年4月の基本条例制定時であったが、課題もたくさんあるということで附則において、この導入は平成27年5月1日からということで1年間ほど遅らせた。

課題としては会期の始まりをいつにするか。

会議の種類をどうするか。

一事不再議の考えをどうするか。

専決処分のあり方をどうするか。

このように論点を整理してから協議した。

会期の時期としては、4月か暦に合わせて1月からにするか、話はあったが、5月からスタートすることにした。今年度は平成29年5月15日に開会議会を開き、1年間後の平成30年4月27日までを1会期と定めた。

会議の種類は、毎年3、6、9、12月を通例としていたため、定例月議会という名称で同時期とした。9月であれば9月定例月議会となる。

今までは5月に臨時会を招集し役選をしていたが、開会議会という名称で開催している。昨年度、定例月議会から外れたところで3月末に緊急議会を開いた。

閉会議会は4月末に開いている。ただし案件がないときには自然閉会となる。最初に会期を決めているので何も案件がなかったときには閉会議会を開かなくても自然に閉会となる。

一事不再議の考え方については、通常であれば議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することはできないとなっているが、通年議会を導入したら1年間できないのではないかという議論もあったが、不自然であるため、1定例月議会期間という形にとらえ、規則を改正した。

定例月議会と定例月議会の間は休会としている。

専決処分のあり方については、時間的に余裕がない場合の専決処分と軽易な場合の専決処分がある。通年議会にするといつでも議会を開催することができるので、時間的余裕がないという理由はなくなる。このことに関してはいろいろと議論があった。3月末に緊急議会も開いたが、国の税条例の関係で3月末に改正し、4月1日に施行する税条例がある。

今までは専決処分で行っていたが、専決処分ではなくて議会を開催し審議することとなった。

これについて、開くということはメリットとなるが、デメリットとしては議員が議案書を精読する時間が短くなる。

枚方市議会の場合は地方自治法第179条の時間的余裕がなく専決処分をするということとは基本行わない。地方自治法第180条の軽微な事故等での専決処分だけにしている。

枚方市の議会関係は財務部所管である。

通年議会の導入後の効果は説明しづらいところもあるが専決処분을減らすことができたこと。

【質疑応答】

質疑：1年に1回招集する条例でも規定する通年議会を選択した理由は。

総務省の話は、開会日は土日であっても開会しろということで解釈していたが、小松

市議会では、開会日が祝祭日や土日の場合は次の平日に開催すると処理している。定例会も会議規則で処理している。それが法改正の趣旨として正しいかは別としても問題なさそうであっ

応答：地方自治法改正のタイミングと同時期くらいだったため、地方自治法の改正の勉強があまりできていなかったため従来型の定例会の会期を1年とする形の通年議会を採用しました。法改正の方が、閉会期間がなくなるので優れている点もあるかとは思いましたが基本的に今までの形を変えないでいくことが根底にありました。三重県四日市市議会を参考にしました。

質疑：どのように招集しているのか。

応答：5月に市長に1回だけ招集してもらい、3月議会のときに翌年度の5月の日程を決めて市長に招集してもらいます。

質疑：四日市市議会の3月末の緊急議会の例をみると土日に開催しているが、枚方市議会も同じか。

応答：3月末にまだ1回しか行っていないが、国会審議状況次第では休日開催もあると思います。

質疑：税条例の改正は3月31日やらないといけない条文もあるが、やらなくてもいいのではないかという解釈もある。あとで切り分けてやるような議論はあったか。

応答：枚方市議会は切り分けて、どうしてもやらないといけないものを3月で専決して、その次は6月定例会で提出しています。

質疑：3月末の緊急議会の理事者側の出席はどうなっているのか。

応答：全員出席しています。導入する際の検討は必要かと思えます。特別職と関係部長だけでも良いとは思いますが、今のところ全員出席しています。

質疑：その緊急議会におけるコストを計算しているか。

応答：コストがかかることは認識していますが、計算はしていません。

質疑：緊急議会の開催について、逐条解説をみると議長は議会運営委員会の議決を得ることになっている。実際に災害になった場合、議員も亡くなる可能性があり、議会運営委員会の開催の要件を満たさなくなる状況も考えられるが、その辺についていかがか。

応答：あると思います。

質疑：緊急議会に対しては議長ができることにすればよいと思うが、いかがか。

応答：そのとおりだと思います。

質疑：臨時会の開催請求について、地方自治法で保障されているが会議規則に改めて規定する必要があったのか。

応答：定例会の間が休会となるため臨時会を開くことがなくなってしまうため規定しています。

質疑：本会議、委員会の開催日数は増えたか。

応答：委員会については、以前から閉会中の継続審査はやっていましたので変化はありません。本会議につきましては、通年議会に抵抗を示される方もいたため大きくは変わっていません。

質疑：通年議会導入にあたり理事者側との調整はあったか。

応答：専決処分については最初に不安がありました。執行部からできないと言われたらど

うしようかと思いましたが、財務部に確認したところできるとの返事がありました。

その後、施行日を1年ずらしたことで課題の整理を行いました。

質疑：委員会で継続した案件はどのようなものか。

応答：所管事務調査関係です。

質疑：本来、議会は行政を監視していくものであるにも関わらず、議員の一般質問が往復30分というのはいかがか。

応答：正副議長除く30名が一般質問を行いました。それで1時間するとかなり厳しいです。

質疑：所沢市議会では先議案件があるが、通年議会での先議案件はあるのか。

応答：3、6、9、12月以外でそのために開催することはありません。枚方市議会の場合、本会議主義なので、初日に議案のほとんどが採決（即決議案）されます。委員会付託の方が非常に限られています。

質疑：第5次枚方市総合計画が平成28年3月8日に議決したとあるが、どのように審議したのか。

応答：総合計画の場合は節目、節目に全員協議会を事前に関き、説明を受けて本会議で即決しています。

質疑：議会中継をYOU TUBEでやっているのか。

応答：無料でやっています。

質疑：3月議会の実際の会議日は何日か。

応答：7日です。

5 所感

今回の視察では、通年議会についての概要説明を受け、大変勉強になった。今後の議会運営の参考としたいと思う。

視 察 報 告 概 要

1 視察日時

平成29年10月20日（金） 午前10時から午前11時30分まで

2 視察先及び視察事項

兵庫県姫路市議会

「リスク管理基本方針（内部統制）について」

3 視察の目的

枚方市議会においては、内部統制に関する基本方針として「姫路市リスク管理基本方針」を策定し、自律的にリスク管理に取り組んでいることから、この視察結果を今後の議会運営の参考にすること。

4 視察の概要

姫路市の内部統制に関し、その目的や効果など以下のとおり概要説明を受け、質疑応答の後、本会議場を見学した。

<概要説明>

姫路市議会川西議長のあいさつの後、議会事務局の田淵係長から資料に沿って概要説明があった。

導入の経緯については、総務省で内部統制について平成21年3月に総務省の研究会である地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会が報告書を公表した。この報告書は内部統制の必要性、基本的な考え方、整備運用する場合のイメージといったものを記載している。発表当時の姫路市では行財政改革プランを継続的に策定し実施していたが、プランの訂正年次であり、次期プランを策定しているところであった。当時、職員の不祥事が相次いで起こり、市民の市役所に対する信頼が損なわれていた。そのため市として市民の信頼を解消する取組みが求められていた。

その中で研究会から内部統制についての報告書が公表されたことで、当時、行革プランを策定していた担当課の方で内部統制について調査研究を行った。

その結果、行革プランに内部統制の実施を盛り込むこととなった。

一般的には内部統制と呼ばれているが、イメージしにくいこともあり、名称をリスク管理とした。

基本方針の目的は①業務の有効性及び効率性の確保、②財務報告の信頼性の実現、③法令等の遵守の徹底、④資産の保全を図るとともに、⑤外的要因によるリスクへの対応を図り、効果的で効率的な行政を一層推進する、としている。

①から④については研究会の報告書や地方自治法改正に挙げられている。姫路市については、この他に⑤を目的のひとつとして定めている。

リスク管理として、元々、危機管理の分野で地域防災計画、危機管理基本方針などを定めていた。危機に含まれないものについては全てリスク管理とした。

姫路市役所のリスク管理として全て網羅している。

リスク管理における4つの視点を決め、業務の実施手順や方法の見える化を図った。(リスク管理基本方針3ページから4ページ参照)

具体的な事務としてはリスク点検シートを作成。

各課でリスクの洗い出しをする。(手順書3ページ参照)

その後、発生頻度と影響度によりリスクの分析・評価を行い対応の優先度を定める。

対応策については優先度の高い順から検討していく。

それぞれのリスクの頻度に応じて点検する。

リスクシートにより対応策の検討をした後、取り組みの実施となる。

評価のためのモニタリングは日常的と内部の2種類ある。

実施結果の検証をし、改善すべきところがあれば見直しを行う。

リスク点検シートは公開していない。

【質疑応答】

質疑：議会事務局のリスク管理はどのようにしているか。

新入職員の方などにどのような研修を行っているのか。

内部統制を行うことで何かが防げたような事例があるか。

応答：姫路市議会事務局には総務課、議事課、調査課があり、リスク点検シートが作られている。課長と係長クラスで作成したものを次長、局長の流れで点検しています。

総務課については、議員及び会議のスケジュールの共有化、経理に関すること、栄典事務に関すること、臨時職員の守秘義務に関すること、公用車の運転に関すること、政務活動費支出書の閲覧制度のこと、政務活動費の記載についてがあります。

事例になったのは栄典事務に関することでして、死亡叙勲について死亡されたのがわかりませんでした。原因は合併した際に、町議会議員であったときの名簿は引き継いでいますが、住んでいるところが別の場所であった、年金情報でつかめるはずが、脱退をされている方の場合、把握できないこともありました。死亡叙勲が遅れた事例があり、遅延理由書の作成、県への報告を行いました。その後は普段から元市・町議会議員に対し情報発信して異動を把握する仕組みを作りました。

研修については、総務省の研究会である地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会の委員を講師とし、勉強会を行いました。管理職向けの説明会を行いました。課長研修、係長研修の中で行っています。

内部体制があったことによりリスクが防げたという事例までは把握できていません。

質疑：内部統制の後、不祥事は減ったのか。

応答：点検シートを作成し、業務改善したひとつとして、庁内ネットの中に議員のスケジュールの項目を設けました。

質疑：総務省の研究会は議会事務局の内部統制を入れないという考え方だったと思うが最初からやっているのか。

応答：基本的に議員の立場でなく職員の立場からやっています。

市長部局となっていますが、姫路市については他の行政委員会も含めて取り組んでいくと決めています。

質疑：リスク管理でここは注意しようというような何かスローガンのようなものはあるか。

応答：そのような事例は把握していませんが、話し合いの中で、ここは注意していこうというような意識の統一はあるようです。

質疑：総合的に総括して、市民に公表することはないのか。

応答：今年の地方自治法の改正による内部統制については報告書作成後、監査員の意見を付けて議会に報告する流れになっているが、現存の姫路市の内部統制はその部分については対応ができていません。考え方としては、これはあくまで内部事務で職員が事務を行っていく中での取り組みとしてやっていく考え方ですので市民向けや議会に報告することはしていません。改正後の法への対応については検討課題かなと考えております。

質疑：リスク点検については、内部統制を作る前からすでにあった部署もあると思うがどのように集約したのか。

応答：内部的に申しますと事務取扱マニュアルのようなもので運用していました。内部統制ができたときには、項目が少なかったと思います。事務に精通してくると自然に項目が増えていきます。内部統制は新しく始めるものではなくて、内部統制的なものは日頃の事務の仕組みの中にもマニュアルなどがあります。それらを体系的にやるのが内部統制という理解でいます。

質疑：充実したグループミーティングは行われているのか。

応答：10人程度のグループで行っていますが、課長はアドバイザーとなり、それ以下で意見を出しやすい形で行っています。

質疑：リスク点検シートを違う部署のものが見て何かを気付くこともあるのか。

応答：各課から出てきたリスク点検シートは庁内でも公開していませんので、そのようなことはないと思います。

質疑：外からの視点から間違いがわかるケースもあると思うがなぜそのようにしないのか。

応答：そこは改善する必要があると思います。

質疑：本来、条例が整備されないととれないお金をとっていたり、条例が整備されないといけない施設に条例が整備されていないなど、決定的なミスといった実は誰もが気付いているようなものが、このリスク点検シートに出てこない場合とかはあるのか。

法令違反は影響の有無に関係なしに自治体としてやるべきことをやっていないのだからリスクとしては一番高いし早急に対応しないといけないと思う。日常の業務改善的なリスク管理はできていても、決定的な間違いのようなものはこの点検シートに出てくるのか。

応答：正直難しいと思います。

質疑：公開された場合には議会の一般質問の材料になると思うがいかがか。

応答：市民・議会向けではなく、公開は職員向けにしたいと考えております。そうしないと本音が出てこないと思います。

質疑：情報公開請求すると開示しなければならないと思うが。

応答：現状では請求はできていませんが、請求があれば公開すると思います。

質疑：リスクの洗い出しにより職員の業務が増すことについて何かあるか。

平成23年からこれまで政務活動費に対し厳しくした項目があるのか。

応答：これまで業務が増したという声は聞いていません。

政務活動費についてネット公開はせずに、閲覧制度をしました。審査体制については各会派に臨時職員1名います。その他に職員の担当が1名います。そのような複数のチェックをかけることができます。さらに総務課で複数でチェックしています。

質疑：姫路市で事務事業評価は行っていますか。事業の洗い出しで事務事業評価とリスク管理との関係で職員が混乱するようなことはなかったか。

応答：関係性は計画の進捗状況の確認などたくさんあります。

質疑：第3セクターや管理公社などは対象としているのか。

応答：していません。

質疑：職員の不祥事が起きても、このような内部統制を作らないところも多いと思うが、姫路市はなぜ作る方針が決まったと思うか。

応答：不祥事とはあくまでタイミングが合致しただけで、その他の何かまではわかりませんが、その他の理由があったからだと思います。

質疑：この内部統制はコンサルタント会社なしで作ったのか。

応答：独自で作りました。神戸市を参考としました。

質疑：包括外部監査について毎年度テーマを決めてやっていると思うが、内部統制との関係性は。

応答：監査で指摘されたことは通知を出しています。点検シートに監査指摘事項の欄があります。

質疑：内部統制に関して条例化する予定はあるのか。

応答：未定です。

5 所感

今回の視察では、リスク管理基本方針（内部統制）についての概要説明を受け、大変勉強になった。今後の議会運営の参考としたいと思う。